



'88

2月号

No.210号



第5回 書き初め席書大会
—今年1年の決意を込めて
墨黒々と書き初め—

会 議 決 定 第 4 回 町 議 会 昭 和 6 2 年

● 一般会計、各特別会計の補正予算

● 税条例の一部改正

● 意見書の採択

- ① 函館養護学校、七飯養護学校に高等部の早期設置について
- ② 国民健康保険制度の改革について
- ③ 季節労働者の通年雇用促進と生活を守る諸施策の実現について など

議案第三号

昭和六十二年第四回鹿部町議会定例会は、十二月十八日に開会され、会期を二日間と決め、諸報告、町長の行政報告、一般質問のあと議案審議にうつり、町職員の給与関係条例の改正、一般会計補正予算、国保会計補正予算、老人保健会計補正予算、水道会計補正予算、税条例の一部改正の八つの案件を原案どおり可決しました。その後、「函館養護学校、七飯養護学校に高等部の早期設置について」、「国民健康保健制度の改革について」、「季節労働者の通年雇用促進と生活を守る諸施策の実現について」の三件について意見書を提出することとして、合計十一件の案件を議決して閉会しました。

議案第四号

昭和六十二年鹿部町一般会計補正予算について
一般会計の総額に歳入歳出それぞれ六三万七千円を追加し、予算総額を十八億六、九〇四万六千円としました。

議案第五号

昭和六十二年鹿部町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について
国保会計予算の総額に歳入歳出それぞれ二〇万二千円を追加し、予算総額を四億七、六二五万八千円としました。

議案第六号

昭和六十二年鹿部町老人保健特別会計補正予算について
老人保健会計の総額に歳入歳出それぞれ三、六九二万七千円を追加し、予算総額を二億五、六三三万三千円としました。

議案第七号

昭和六十二年鹿部町水道事業会計補正予算について
水道事業会計予算の収入に一二八万四千円、支出に一〇七万六千円を追加し、収入総額を六、五六七万二千円、支出総額を六、五四六万四千円としました。

議案第八号

鹿部町税条例の一部を改正する条例の制定について
地方税法の改正に伴ない、町税条例を改正しました。

意見第一号

函館養護学校、七飯養護学校に高等部の早期設置について
函館養護学校、七飯養護学校に高等部を早期に設置するよう、次のおり意見書を提出することとしました。

意見第二号

函館養護学校、七飯養護学校に高等部の早期設置について
函館養護学校、七飯養護学校に高等部の早期設置に関する要望意見書

意見第三号

昭和五十四年度の養護学校教育の義務化にともない、養護学校卒業生の数も相当数に上がっている。
北海道におかれては、後期中等教育の充実を図るために、単独設置の高等養護学校の増設を行ってきた。
しかし、高等養護学校は肢体不自由校一校、精神薄弱校は私立等も含めて八校しかなく、他の障害の中等部卒業生の進学率が、昭和六十年で盲学校が八十三・九%、聾学校

議案第一号

鹿部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人事院勧告に従って町職員の給与の改定を行うため、町条例を改正しました。

議案第二号

幼稚園教員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
幼稚園教員の給与改定を行うため町条例を改正しました。

議案第三号

退職手当組合特別負担金
鹿部駅ホーム待合室設置工事請負費
老人保健会計への繰出金
児童手当の追加
山村グラウンド総合整備機械

議案第四号

購入費
鹿部海岸線道路用地及び代替用地購入費
公民館ボイラー補修費

議案第五号

購入費
鹿部海岸線道路用地及び代替用地購入費
公民館ボイラー補修費



九十%、病弱校で七十七・四%となつてゐるのに対し、肢体不自由養護学校の中学部卒業生の高等養護学校への進学率は四十・五%、精神薄弱養護学校では、わずか十九・三%しかつておらず、極めて低い状況にある。父母は、障害の重い子でも、もっと時間をかけて障害を少しでも克服できるように教育をしてほしいと願つてゐる。

そのためには、現在ある養護学校に重度の障害児も入学できる高等部が設置されることが必要と考へる。そこで函館養護学校（肢体不自由校）と七飯養護学校（精神薄弱校）に一日も早く高等部を設置す

るよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

提出先 北海道知事

北海道教育長

議案提出者 平 沢 浩

賛 成 者 毛 利 武 蔵

〃 〃 西 谷 正 昭

〃 〃 高 田 春 吉

意見書第二号

国民健康保険制度の改革に

ついて

国民健康保険制度の改革について、次のとおり意見書を提出することとしました。

国民健康保険制度の改革に関する意見書

この度厚生省が国保問題懇談会に提出した「国保制度の課題と改革の基本的な考え方」は、国保財政危機の最大の原因が、医療費の増高にあるにもかかわらず、これに対する具体的かつ実効のある対応策が明示されておらないのみならず、福祉医療制度の創設あるいは地域差調整システムの導入等により、小手先の弥縫策を講じようとするものである。

厚生省が提案している福祉医療制度は、低所得者自身の自己負担と給付にかかる改善がほとんどみられず、単に低所得者層を分離し、地方に負担を押しつけるものに過ぎず、福祉の名に値する制度とは到底考へられない。また、地域差調整システムも単に国から地方へ負担を転嫁するものであり、更に、老人保健医療費

拠出金の見直しは、単なる国庫補助率の引き下げを意図したものに過ぎない。これらは、いずれも真に国保の安定運営を確保するためのものではなく、行政に対する厚生省の責任を放棄するものにほかならないと言わざるを得ない。

国保制度については、その安定した運営を確保するため医療費の適正化を強力に推進すると共に、今後医療保険制度の一元化のなかで幅広く基本的な検討が行われるべきである。よつて、鹿部町議会は、厚生省が今回提案している改革案には、反対である。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する次第である。

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、大蔵大臣、厚生

大臣、自治大臣、他関係官庁

議案提出者 平 沢 浩

賛 成 者 毛 利 武 蔵

〃 〃 西 谷 正 昭

〃 〃 高 田 春 吉

意見書第三号

季節労働者の通年雇用促進

と生活を守る諸施策の実現

について

季節労働者の通年雇用促進と生活を守る諸施策の実現について、次のとおり意見書を提出することとしました。

季節労働者の通年雇用促進と生活を守る諸施策の実現に関する要望意見書

北海道は、積雪寒冷という気象条件から冬期の産業活動に著しく制約を受け、また、企業の雇用調整のため、季節的に循環雇用を繰り返すという季節労働者は、二六万一千人を数えます。

その季節労働者のうち居住地を離れ、北海道内外に就労する出稼ぎの季節労働者は、北海道全体で四万人をこえております。

さらに、北海道第一次産業

をはじめ、鉄鋼、造船、石炭産業などは事業縮小人員合理化によつて多くの労働者が季節労働への道をたどつています。

また、季節労働者は冬の生活を特例一時金五十日分と冬期雇用援護制度の活用等で細々と生活をしている状況です。従つて、国に対して次のことを講じられるよう強く要望する。

記

一、季節労働者の通年雇用化を促進するため、当面、冬の雇用拡大のため冬期施工の実施など具体的な対策の拡大をはかられたい。

二、季節労働者の冬の生活を向上させるために、現行の冬期雇用援護制度を基盤に改善した新たな制度を創設されたい。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

提出先 内閣総理大臣

大蔵大臣、労働大臣

北海道開発庁長官

議案提出者 西 谷 正 昭

賛 成 者 毛 利 武 蔵

〃 〃 平 沢 浩

〃 〃 高 田 春 吉

昭和62年分所得の申告日程決まる

——今年も各地域で……忘れずに申告を——

次の日程で昭和62年分（1月～12月）所得の確定申告を行います。
役場からは日時、場所を指定し通知してありますが、都合の悪い方は申告期間中に都合のよい会場で申告をして下さい。

月 日	時 間	場 所	月 日	時 間	場 所
2月15日(月)	9時～14時	大岩生活改善センター	2月18日(木)	9時～16時	役場大会議室
2月15日(月)	14時30分～16時	シシペ生活館	2月19日(金)	9時～16時	本別会館
2月16日(火)	9時～16時	鹿部会館	2月20日(土)	9時～16時	本別会館
2月17日(水)	9時～16時	役場大会議室	2月20日(土)	14時30分～16時	出来潤会館

◎持参するもの

1. 印鑑
2. 62年中に支払った生命保険の領収書
3. 医療費控除を受ける場合は、62年中に支払った領収書
4. 出稼ぎした方は、給与支払明細書（源泉徴収票）
5. 営業している方は、仕入れ、売上経費等の分かる書類
6. 漁業の白色申告者で、総所得額が300万円以上になる方は、収支内訳書を添付する事（用紙は役場にあり）

7. 住宅取得控除を受ける方はその書類（別掲参照して下さい）

※申告をしない場合は諸控除を受けられないと同時に法に基づき罰せられますので必ず申告して下さい。

※青色申告者の方、事業所等で年末調整をされた方は確定申告の必要がありません。

不明の点は役場税務課（☎7-2111）へお尋ね下さい。

(1) 配偶者が控除対象配偶者に当たる場合

配 偶 者 の 区 分	控 除 額
イ その所得（合計所得金額）が全くない人	112,500円
ロ その所得の全部が自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下これらを「給与所得等」といいます。）である人で、その合計所得金額が330,000円以下の人	112,500円－（合計所得金額×11.25/33）
ハ その所得の金額が給与所得等以外の所得である人で、その合計所得金額が100,000円以下の人	112,500円－（合計所得金額×1.125）
ニ その所得が給与所得等と給与所得等以外の所得とである人で、給与所得等の金額と給与所得等以外の所得の金額の3.3倍との合計額が330,000円以下の人	112,500円－（給与所得等の金額×11.25/33＋給与所得等以外の所得の金額×1.125）

昭和六十二年より配偶者特別控除という制度が創設され、今回の申告から適用されることとなります。

(2) 配偶者が控除対象配偶者に当たらない場合

配 偶 者 の 区 分	控 除 額
イ その所得の全部が給与所得等である人で、その合計所得金額が330,001円以上449,999円以下の人	112,500円－（合計所得金額－330,000円）
ロ その所得の全部が給与所得等以外の所得である人で、その合計所得金額が100,001円以上136,363円以下の人	112,500円－（合計所得金額×3.3－330,000円）
ハ その所得が給与所得等と給与所得等以外の所得とである人で、給与所得等の金額と給与所得等以外の所得の金額の3.3倍との合計額が330,001円以上449,999円以下の人	112,500円－（給与所得等の金額＋給与所得等以外の所得の金額×3.3－330,000円）

これは、配偶者の所得額に応じて最高十一万二、五〇〇円が控除されるというもので、次の表のとおりとなります。

(注) ※配偶者特別控除は所得金額が800万円を超える年については受けることはできません。

配偶者特別控除の制度創設



医療費を多く支払った方
 あなたや、家族が病気、ケガで支払った医療費（通

院費含む）が昨年一年間で五万円を超える場合は、二百万円を限度として、医療控除の適用を受けることができます。ただし保険金や高額医療費等で補てんされた部分の金額は除かれます。

昨年出稼ぎ、又はアルバイト等で、雇用先から賃金を受ける際に所得税を差引かれている方は、確定申告の際源泉徴収票を持参され、まずと諸控除の適用によって金額又は一部が戻る場合があります。

出稼先等で所得税を納めた方は、昨年中（昭和62年中）に所得税を納めた方で次に該当する方は、3月15日までに役場、又は税務署に於て還付請求の手続きをして下さい。納めすぎた税金が戻ります。

**出稼先等で所得税を納められた方
 納めすぎた税金が戻ります！
 確定申告で還付手続を**

自分で住むための住宅を新築したり、新、中古住宅を買ったりしたときは、床面積に応じた住宅取得控除が受けられます。

（最高五年）

○住宅取得控除を受けるための条件

(1) その年の合計所得が八百万円以下であること

(2) 床面積が40㎡以上200㎡以下（約60坪未満）建

院費含む）が昨年一年間で五万円を超える場合は、二百万円を限度として、医療控除の適用を受けることができます。ただし保険金や高額医療費等で補てんされた部分の金額は除かれます。

※医療控除に必要な書類

(1) 医療費を支払った領収書

(2) 給与所得の源泉徴収票（事業所得者は必要なし）

家を新築、購入又は中古住宅を購入した方

設年により異なる）

(3) 工事完了または、購入した日から6ヶ月以内に入居し、引続いて居住していること。

○住宅ローン等に係る住宅取得控除を受けるための条件

(1) 公庫及び民間金融機関等からの借入金であること。

(2) 返済期間が10年以上に

住宅を居住の用に供した日等	各 年 分 の 控 除 額		所得要件
昭和59年1月1日から昭和60年9月30日までの間に居住の用に供した場合	(その年中の割賦償還金等の額-30万円) × 18%		800万円以下
昭和60年9月30日以前に工事に着手し、又は取得した場合	最高15万円 (ローン控除)		
昭和60年10月1日から昭和60年12月31日までの間に居住の用に供した場合	昭和60年分	(その年中の割賦償還金等の額-30万円) × 18%	1,000万円以下
	昭和60年10月1日以後に工事に着手し、又は取得した場合	① (その年中の割賦償還金等の額-30万円) × 18%	
①又は②の有利な方を選択可	② $\frac{\text{その年12月31日現在の民間金融機関等からの借入金等の残高} + \text{その年12月31日現在の公的機関等からの借入金等の残高}}{2}$	最高20万円 (特別控除)	
昭和61年1月1日から昭和62年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\frac{\text{その年12月31日現在の民間金融機関等からの借入金等の残高} + \text{その年12月31日現在の公的機関等からの借入金等の残高}}{2} \times 1\%$		

(注) 1 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。
 2 特別控除の場合の借入金等の残高の合計額が2,000万円を超える場合には、2,000万円が限度となります。

わたるものでかつ、月賦のように分割して返済していること。

※住宅取得控除に必要な書類

①住民票の写し

②住宅の平面図（面積のわかるもの）

③工事請負契約書、又は登記簿謄本

④給与所得の源泉徴収票（事業所得者は必要なし）

⑤住宅ローンの控除適用を受ける方は、住宅取得に係る融資額の残高証明書

※詳しくは役場税務課へお問い合わせ下さい。

☎(七)一一二二一 番

固定資産税課税
 台帳縦覧期間
 三月一日～三月二十日

昭和62年1月1日現在に所有している土地、建物、償却資産について、課税する固定資産税の台帳を、3月1日から3月20日までの間、役場税務課において縦覧に供しますのでお知らせします。

尚、昭和61年度中に土地、建物、償却資産の異動（新増築、消滅等）があった方は特にご確認下さい。

取得控除を受けるための条件

(1) 公庫及び民間金融機関等からの借入金であること。

(2) 返済期間が10年以上に



第五回

書き初め席書大会

町長賞に高田仁くん（鹿小五年）

町教育委員会主催による第五回書き初め席書大会が、一月八日に中央公民館において行われました。

この書き初め大会は、毎年一月に行われているもので、今年で五回目となり、当日は約四十名の児童・生徒が参加して行われました。

小学一年生は「かどまつ」、二年生は「すんだ空」、三年生は「美しい心」、四年生は「春をまつ」、五年生は「希望の光」、六年生は「友情団結」、中学生は「理想の実現」のそれぞれ与えられた課題を用紙いっぱい、力強く墨黒々と一年間の決意を込めて書いていました。

入賞者は、次のとおりです。

- 町長賞 高田 仁(小5)
- 教育長賞 中川麻世(小4)
- 文化協会長賞 杉目貴史(小3)
- 北海道新聞賞 小林城幸(小1)
- 金賞 千葉恵美(小6)
- 銀賞 中谷恵子(小6)
- 高橋昌子(小2)
- 川村一茂(小1)
- 柳沢義教(小4)
- 高橋慶子(小4)
- 横山拓朗(小3)
- 長根山利彦(小2)
- 柳沢義教(小4)
- 銅賞 渡辺美由起(小6)
- 村田光子(小6)
- 根本真記(小3)
- 根本 紘子(小2)
- 樋口実希(小1)

あなたは完納しましたか？

税金の滞納が急増しています

—このままでは、町財政もピンチに—
《特に国保会計は61年度で3,800万円も赤字》

納入にご協力を!!

—保険税、町道民税

固定資産税、軽自動車税—

納入の際、役場まで

来れない方は

ご一報を

☎ 7-2111 <税務課>



昭和63年

鹿部消防署

出初式行われる

新春に今年一年の無火災を誓う

昭和六十三年鹿部消防団出初式が、一月二日、午後二時から中央公民館で行われました。



出初式には浦京造団長以下八十六名の団員が参加し、開会宣言、人員報告、閲団点検が行われた後、川村町長(管理者代行)が、「過ぎた昭和62年は、元団長の木村徳衛さん、盛田元一さん、川口常作さんの三名が亡くなられ、大なる重鎮を失ない残念な年でありました。迎えた63年は、12月31日まで何事もなく隠かて、五、一五〇人の町民が健康に恵まれ、益々お元気にすごさ



れる事を祈ります。そして今年は、町制施行から五年目に入る大きな節目の年でもあります。どうぞ今年も健康に留意され全町民の生命・財産を火災から守る消防団の使命達成にご尽力下さい」と挨拶しました。



続いて消防団活動に永年勤続し、功労のあった方々の表彰が行われ、来ひんの祝辞の後、浦団長が謝辞を述べられ、平沢文教常任委員長の首頭で万歳三唱をして、新春に「今年一年の無火災」を誓いました。



尚、表彰された方々は、次



のとおりです。(敬称省略)

消防庁長官定例表彰

○退職報償

元副団長 逢坂 芳一

元班長 中島 廣

北海道知事定例表彰

○三十年永年勤続

第三分団 副分団長 西村 由次

○二十年永年勤続

第二分団 団 員 中村 宣雄

○十年永年勤続

第三分団 団 員 岩島 隆

〃 〃 盛田 武一

〃 〃 熊川 英行

北海道消防協会定例表彰

○功績章

第三分団 副分団長 西村 由次

○三十年永年勤続

第三分団 分団長 盛田 嘉治

〃 〃 部 長 盛田 鉄次

○十年永年勤続

第二分団 団 員 新田 邦雄

第三分団 〃 熊川 英行

鹿部消防署 署 長 小玉 健

〃 消防士長 伊藤 政明

渡島地方支部長表彰(功労章)

第一分団 班 長 高橋 静雄

第四分団 〃 松本 悦雄

渡島東部消防表彰条例に基づく表彰

○三十年永年勤続

第三分団 分団長 盛田 嘉治

第二分団 副分団長 塩越 勝一

第三分団 部 長 盛田 鉄次

○三十年勤続団員婦人

感謝状 盛田 カト

〃 〃 盛田 ケイ子

○二十五年永年勤続

第四分団 班 長 渡辺 亀次

〃 〃 団 員 川口 島男

〃 〃 〃 松川 進

○十五年永年勤続

第一分団 副分団長 竹ヶ原公勝

〃 〃 班 長 高橋 静雄

〃 〃 〃 築地 丈士

第二分団 班 長 平井 常昭

〃 〃 〃 員 高本 吉弘

〃 〃 〃 松本 寿男

〃 〃 〃 阿部 勝久

第四分団 〃 〃 桜田 博孝

〃 〃 〃 川口 正勝

○十五年以上勤続団員退職者

感謝状

本 団 元副団長 逢坂 芳一

第二分団 元班長 中島 廣

○十年以上防火水槽等消防施設用地無償貸与者

感謝状 細越 静子

〃 〃 〃 村林 兼雄

○成績優良章

第二分団 班 長 平井 常昭

第一分団 団 員 佐藤 一人

第三分団 〃 盛田 武一

第四分団 〃 長根山昭雄

大丈夫？ あなたの火の用心

春の全国火災予防運動 2月29日～3月13日

寒さが身にしみ込む季節になりました。何かと火を使うことの多いこの時期は火災が発生しやすくなります。二月二十九日からは、春の全国火災予防運動が始まりますが、大丈夫ですか、あなたの火の用心。少しでも気になったら火の元を確かめる、こうした日ごろの努力が生命と財産を守ります。

一日に四億一千万円の財産が灰に

昭和六十一年に発生した全国の火災件数は六万三千二百七十二件で、一時間に約七件の火災がどこかで起きています。ことには驚きです。

火災による死者は、放火による自殺者を除くと千二百五十七人。このうち、六十一歳以上の高齢者と、五歳以下の乳幼児および病氣、身体不自由の人が全体の半数以上を占め、出火の際とつさに逃げられない弱者の死亡が目立っています。また、火災による損害も大きく、一日当

たり約四億一千万円の財産が灰になったと推定です。

出火原因の大半は あなたの注意で防げる

ところで出火原因ですが、火の不始末などが大半を占め、たばこの火をはじめ、たき火、こゝろ、火遊び、ストーブなどいづれも一人一人が気をつければ防げることばかりです。

消防庁は、「火の用心七つのポイント」を挙げています。次の点を守って火災予防運動に協力しましょう。



火の用心七つのポイント

- 1 寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない。
- 2 子供は、マッチやライターで遊ばせない。
- 3 風の強いときは、たき火をしない。
- 4 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 5 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 6 ふろの空だきをしない。
- 7 ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

前売券発売中！

- 大人 1,600円
 - 高校生 1,200円
 - 小・中学生 800円 (幼児は、)
 - 幼児 200円 (3歳以上です)
- 前売券は役場総務課で販売しています。



函館EXPO'88 青函博

昭和63年7月9日(土)
～9月18日(日)

青函博コンパニオンの募集

- | | | |
|---------|--|------------------------|
| 1. 募集人員 | 70名程度 | する方 |
| 2. 募集職種 | 会場案内サービス、ゲート改札パビリオン管理、来賓の接客等 | (3)事前研修を含め会期中全期間勤務できる方 |
| 3. 応募資格 | (1)S 63年4月1日現在で満18歳以上の健康で明るい女性
(2)高等学校卒業以上の学力を有 | (4)会場まで通勤可能な方 |
| 4. 賃金 | 日給4,000円 | |
| 5. 応募期限 | 3月12日まで | |

詳しくは、青函トンネル開通記念博覧会実行委員会 総務課 ☎0138-26-4100へ

成人病は習慣病

長年の生活様式を チェックしてみよう

がん、脳卒中、心臓病、高血圧症などの、いわゆる成人病による死亡が、総死亡の六五％近くを占めていることを存じですか？

とりわけ成人病は習慣病ともいわれ、長い間の生活様式と深い関連があり、四十歳を過ぎたころから急増しています。平穩な日常の中にどつぶりどつかつていると、その裏で「病気」や「死」が顔をのぞかせていることを忘れてがちですが、人生八十年といわれる今日、成人病の予防は何より大切です。二月一日〜七日は『成人病予防週間』——さあ、いまからでも遅くはありません。ぜひ、あなたなりの健康づくりを！



大切なのは 正しい食生活

昨日までバリバリと働いていた五十歳の人が脳出血で倒れた場合、その原因となる高血圧などの病気の芽は、すでに二十〜

ゆとりをもった 健康づくりを

イライラ、カリカリして精神的なゆとりがないのは、不健康のバロメーター。アルコール、たばこも上手なおつきあいを。

お酒

酒は百薬の長といわれ、心身をリラックスさせますが、飲みすぎは肝臓障害や消化器の病気の元

根気よく 続けることが第一

健康診断の目的を大きく分けると、自覚できない潜伏してい

三十歳代にはあったといわれます。こうした病気の芽をもって、日常の不健康な生活習慣を続けると、これが引きがねとなって、病気の発生につながるというわれています。

とくに大切なのは、正しい食生活が行われているかどうかです。そのキーポイントをあげてみましょう。

●栄養のバランスを考えて

炭水化物、脂肪、タンパク質、ビタミン、ミネラルといった栄

となります。そこで——

●週に二日は休肝日を

●飲食時にはタンパク質や野菜をとりましよう

●楽しく飲み、適量で抑える努力を

たばこ

喫煙をすると、一般的にがんになりやすいといわれています。たと

えば吸わない人に比べて、こう頭がんは約十四倍、気管支・気管・肺がんは約三・八倍の危険

る病気を発見すること、そして将来、病気に発展するかもしれない身体的条件があるかどうかをチェックすることの二つになります。

どんな病気でも、早期発見、

養素を十分にとりましよう。

●塩分をとりすぎないように

とりすぎると、高血圧や脳卒中の原因に。一日十グラム以下を目標に、調理の上でも工夫を

●コレステロールをためすぎないように

コレステロールは悪者というイメージがありますが、一方では体には欠かせない大切なものです。コレステロールをコントロールするために、バランスのとれた食事を心がけましよう。

が増すというデータも報告されています。禁煙の実践はお子さんの防煙にもつながります。

ストレス

ストレスをためこまないことも成人病を予防するために欠かせないことです。そのためには次のような点に気をつけたいものです

●適度な運動・スポーツを

●うちこめる趣味をもとう

●家族や友人との会話を大切に

し、ときには旅行で気分転換を

早期治療が肝心です。仲間同士で誘い合って、積極的に健康診断を受けるのもいい方法です。そして自分の健康管理を根気よく続けることが、成人病予防にたいへん有効なのです。



お知らせ

○毛利武蔵氏(字鹿部)より町へ桜の木二本のご寄付がありました。

町では、ご芳志通り町民公園に植樹しました。ありがとうございます。

○普明会教団高岡支部(支部長 鹿島孝夫氏 住所 富山県射水郡小杉町)から、町社会福祉協議会へ、同信の方々の托鉢行脚の浄財の一部三万円のご寄付がありました。会では、ご芳志通り有効に使わせていただきます。ありがとうございます。

○川原勝美氏(字宮浜)より町手をつなぐ親の会へ一万円のご寄付がありました。会では、ご芳志通り有効に使わせていただきます。ありがとうございます。

事業主のみなさんへ

健康保険と厚生年金保険の加入は

おすすめですか

これまで、健康保険と厚生年金保険の加入については、従業員が5人以上の特定の業種の事業所などに限られていましたが、昭和61年4月から加入範囲の拡大が段階的に行われていきます。

昭和61年4月からは「従業員が5人以上の法人の事業所」昭和62年4月からは「従業員が3人以上の法人の事業所」が業種を問わずすべて加入することが義務づけられました。また「従業員が1人・2人の法人事業所」も昭和64年3月31日までは加入が義務づけられることになり、すべての法人事業所が加入を義務づけられます。

健康保険と厚生年金保険に加入することは、従業員一人ひとりが安心して働ける職場をつくることにもなります。該当する事業主の方は必ず加入手続きをしましょう!

健康保険 厚生年金保険 適用関係届書の用紙が変わります

このたび、社会保険事務所のオンライン化に伴い、健康保険、厚生年金保険適用関係届書の様式が改正されました。

今年1月以降、被保険者の資格取得届や資格喪失届などの届け出にあたっては、必ず新しい届書用紙を使用してください。

新しく変わる届書等一覧表

届 書 名	届 け 出 る と き	提 出 期 限
被保険者資格取得届	従業員を採用したときや、転勤者が転入したとき	5 日 以 内
被保険者資格喪失届	被保険者が退職、死亡または転勤等で転出したとき	5 日 以 内
被保険者報酬月額変更届	随時改定するとき	すみやかに
被保険者報酬月額算定基礎届	定時決定するとき	8月1日～ 8月10日まで
健康保険賞与等支払届	賞与、期末手当など標準報酬の対象外の報酬が支給されたとき	5 日 以 内
健康保険被扶養者(異動)届	被扶養者に異動があったとき	5 日 以 内
年金手帳再交付申請書	年金手帳がなくなったり、破れたりしたとき	すみやかに
健康保険被保険者証再交付申請書	被保険者証がなくなったり、破れたりしたとき	すみやかに
適用事業所全喪届	事業所が廃止、解散、休業等となったとき	そ の つ ど
適用事業所所在地変更(訂正)届	事業所の名称、所在地が変わったとき	5 日 以 内
事業所関係変更(訂正)届	事業主が変わったときなど	5 日 以 内
被保険者氏名変更(訂正)届	被保険者の氏名が変わったとき	すみやかに
被保険者生年月日訂正届	被保険者の生年月日を訂正するとき	すみやかに
被保険者年金手帳記号番号重複取消届	年金手帳を2冊以上持っているとき	すみやかに
健康保険遠隔地被保険者証交付申請書	被保険者と被扶養者が遠く離れて住んでいるとき	そ の つ ど

詳しくは、函館社会保険事務所業務第一課または業務第二課(電話〇一三八〇五六局一六一番)へお問い合わせください。



昭和63年度新入学児童

男子	40名
女子	35名
計	75名



入学が
まちどうしい
な



【鹿部地区】

佐藤麗子	佐藤敬子	久保田聖沙子	工藤直樹	釜澤壯大	児童名
佐藤憲明	佐藤明男	久保田勝志	工藤六男	釜澤賢	保護者名

【宮浜地区】

加藤一広	小澤尚樹	奥山祐子	伊藤亮	阿部祐樹	児童名
加藤一二三	小澤節男	奥山雅美	伊藤晃二	阿部勝彦	保護者名

【大岩地区】

吉田理恵	山本俊	逢坂匡沙子	児童名
吉田義次	山本幸雄	逢坂芳行	保護者名

山田大春	武藤圭史	宮本明	原伊利子	中山美代子	玉野智章
山田豊司	武藤勉	宮本直志	原田明	中山勝照	玉野茂美

松本千鶴	松本大吾	松川めぐみ	松川美弥	松川望美	松川幸江	松居学	本村公理	古村さやか	廣富美帆	平井美帆	能代春美	野上智代	中野光成	丹野功一	田中俊美	田嶋友美	滝野香央	椎野香介	佐藤絵美	佐藤裕貴	佐藤真子	佐藤希美	佐藤千恵	佐藤大介	佐藤エリカ	坂井優美	斉藤正也	木元雄也	木村美穂	河辺裕一	鴨田真幸	金子修平
松本清正	松本眞吾	松川智之	松川正之	松川修之	松川淳之	松居友幸	本村俊夫	古村克己	廣富泰則	平井常和	能代武男	野上仁行	中野範行	丹野勉誠	田中健一郎	田嶋康介	滝野春美	椎野隆三	佐藤光三	佐藤久文	佐藤義和	佐藤信次	坂井幸博	斉藤満	木元隆幸	木村正俊	河辺裕一	鴨田勝彦	金子保彰			

【本別地区】

渡辺智子	米本学	山本亮	山口綾	村林仁志	松本勝仁	野村美和子	中村宗文	津田慎治	種崎惠美	杉本康一郎	新山将也	佐藤祐輔	酒谷知圭	川村真衣子	茅野一男	浦住麻衣	魚住貢	伊藤貢	児童名
渡辺和敏	米本貢	山本紀喜	山口清美	村林日出男	松本信敏	野村正秋	中村豊治	津田治	種崎治	杉本義治	新山治	佐藤ひとみ	酒谷敏行	川村裕司	茅野友子	浦住一	魚住学	伊藤優	保護者名

吉田史	山田政隆	山田吉男	水島久博
-----	------	------	------

さわやか君

西村 宗



手袋

東京に雪が降ると、転んで骨折したりする人が多く、よく話題になります。これは、雪に慣れていないからでもありませんが、都会の人が最近あまり手袋をはめなくなりました。とも関係があるようです。寒いと手をポケットに入れていたため、転んだときにけがをしやすくなったのです。

手袋というと、子供のころ、霜やけの手にお母さんが夜なべして編んでくれた手袋をはめて、霜柱を踏みながら登校した思い出のある方も多いと思います。昔は子供の手袋は左右を毛糸のひもでつないでいました。大切な手袋をなくさないためです。でも最近、電車や駅の落とし物の手袋を探しに来る人がほとんどないそうです。

手袋とひとくちに言いますが、形によっていろいろな名があります。五本指のものをクラブ、親指と他の四本の指とが別になっているものがミトン、指先がないものがミットです。



手袋は防寒だけでなく、装飾用、礼装用としても使えます。男子の礼装には、白の子ヤギの皮の手袋が使われることもあり、女性の盛装にはひじの上まであるものもあります。ところで、二月は省エネル

村田和三郎	山田幸雄	川口常作	盛田元一	伊藤則子	佐藤鎮之助	吉田隆蔵
八二歳	五九歳	八三歳	七五歳	七一歳	七一歳	五七歳
本別	大岩	宮浜	大岩	宮浜	宮浜	本別

氏名
おくやみ
もうしあげます

三川谷麻緒	宮村昇平	吉田祐美	吉田雄也	植村達也	山内理沙	葛西美穂
仁美	利道	祐道	普道	欣也	康央	清司
大岩	大岩	鹿部	鹿部	大岩	宮浜	鹿部

氏名
おたんじょう
おめでどう

世帯と人口

昭和63年1月31日現在
()は前月比です。

世帯数	1,406世帯 (+2)
男	2,577人 (+5)
女	2,578人 (-2)
計	5,155人 (+3)

戸籍の窓

発行/鹿部町 編集/企画管財課 製作/久保内印刷

2月・3月の救急病院

2月7日	南茅部町	国保病院	(南茅部町)	(2)3511
11日	砂原町	国保病院	(砂原町)	01374(8)3131
14日	南茅部町	国保病院	(南茅部町)	(2)3511
21日	沢田	医	(鹿部町)	(7)2105
28日	砂原町	国保病院	(砂原町)	01374(8)3131
3月6日	南茅部町	国保病院	(南茅部町)	(2)3511
13日	砂原町	国保病院	(砂原町)	01374(8)3131

診療時間は午前9時～午後4時